

## 令和 6 年第 2 回市議会定例会 提出予定議案

( ) は、議案番号

| 整理<br>番号  | 件<br>名                    | 内 容 ・ 根 拠 法 令 等  | 担当部課         |
|-----------|---------------------------|--|--------------|
| 1<br>(25) | 東久留米市固定資産評価審査委員会委員の選任について | 東久留米市固定資産評価審査委員会委員 3 名のうち 1 名の任期が、令和 6 年 6 月 30 日をもって満了となることから、委員を選任するにあたり議会の同意を得る必要がある。<br><br>・ 地方税法第 423 条第 3 項             | 総務部<br>総務課   |
| 2<br>(26) | 東久留米市固定資産評価審査委員会委員の選任について | 東久留米市固定資産評価審査委員会委員 3 名のうち 1 名の任期が、令和 6 年 6 月 30 日をもって満了となることから、委員を選任するにあたり議会の同意を得る必要がある。<br><br>・ 地方税法第 423 条第 3 項             | 総務部<br>総務課   |
| 3<br>(27) | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  | 東久留米市で活動する人権擁護委員 6 名のうち 1 名が令和 6 年 2 月 5 日をもって退任したことから、法務大臣に対し委員の候補者を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものである。<br><br>・ 人権擁護委員法第 6 条第 3 項       | 市民部<br>生活文化課 |
| 4<br>(28) | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  | 東久留米市で活動する人権擁護委員 6 名のうち 1 名の任期が、令和 6 年 9 月 30 日をもって満了となることから、法務大臣に対し委員の候補者を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものである。<br><br>・ 人権擁護委員法第 6 条第 3 項 | 市民部<br>生活文化課 |

|                   |  |   |                        |
|-------------------|--|---|------------------------|
| <p>5<br/>(29)</p> | <p>専決処分（東久留米市税条例の一部を改正する条例）の承認について</p>         | <p>「地方税法等の一部を改正する法律」等の公布・施行に伴い、東久留米市税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったため、その承認を求めるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第179条第3項</li> <li>・地方税法等の一部を改正する法律</li> <li>・地方税法施行令の一部を改正する政令</li> <li>・地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令</li> </ul> | <p>市民部<br/>課税課</p>     |
| <p>6<br/>(30)</p> | <p>専決処分（東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について</p>     | <p>「地方税法等の一部を改正する法律」の公布・施行に伴い、東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったため、その承認を求めるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第179条第3項</li> <li>・地方税法等の一部を改正する法律</li> </ul>  | <p>市民部<br/>課税課</p>     |
| <p>7<br/>(31)</p> | <p>物品の買入れについて</p>                              | <p>東久留米市消防団第四分団消防ポンプ自動車（CD-I型）の購入について、予定価格が2千万円以上であるため、議会の議決に付す必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第96条第1項第8号</li> <li>・議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条</li> </ul>   | <p>環境安全部<br/>防災防犯課</p> |
| <p>8<br/>(32)</p> | <p>令和6年度東久留米市一般会計補正予算（第2号）</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第218条第1項</li> </ul>  | <p>企画経営室<br/>財政課</p>   |
| <p>9<br/>(33)</p> | <p>東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例</p> | <p>「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</li> </ul>                        | <p>総務部<br/>総務課</p>     |

|                    |   |   |                          |
|--------------------|---|---|--------------------------|
| <p>10<br/>(34)</p> | <p>東久留米市税条例の一部を改正する条例</p>                         | <p>「地方税法等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、個人住民税において新たな公益信託制度の創設による寄附金に関する規定を改めるほか、固定資産税において「私立学校法の一部を改正する法律」の施行による「私立学校法」の改正に伴い、同法を引用している規定を改めるため、条例の一部を改正する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法等の一部を改正する法律</li> <li>・地方税法施行令の一部を改正する政令</li> <li>・地方税法施行規則及び航空機燃料贈与税法施行規則の一部を改正する省令</li> <li>・公益信託に関する法律</li> <li>・私立学校法の一部を改正する法律</li> </ul>  | <p>市民部<br/>課税課</p>       |
| <p>11<br/>(35)</p> | <p>東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> | <p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」等の施行による「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令</li> <li>・児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令</li> <li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令</li> <li>・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準</li> </ul> | <p>子ども家庭部<br/>子育て支援課</p> |
| <p>12<br/>(36)</p> | <p>市道路線の認定について</p>                                | <p>①市道3421号線<br/>②市道3422号線<br/>市に移管された道路について認定する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法第8条第1項及び第2項</li> </ul>  | <p>都市建設部<br/>管理課</p>     |

|            |                                       |                |              |
|------------|---------------------------------------|----------------|--------------|
| 13<br>(37) | 令和6年度東久留米市<br>一般会計補正予算（第<br>3号）       | ・地方自治法第218条第1項 | 企画経営室<br>財政課 |
| 14<br>(38) | 令和6年度東久留米市<br>国民健康保険特別会計<br>補正予算（第1号） | ・地方自治法第218条第1項 | 企画経営室<br>財政課 |